

ご意見等に対する対応表

No	意見の概要	意見に対する考え方
1	過去の「いせしませんぐう旅」事業で制作したロゴ・ビジュアル・動画等の既存の告知物や素材を活用することは可能でしょうか？ また活用可能な場合、 ①：メディア展開等においてサイズ変更・トリミング・尺調整などの編集作業が必要になった場合、令和8年度事業の受託者が編集を行うことは可能でしょうか？ ②：①が不可の場合、伊勢志摩観光コンベンション機構様より制作事業者に依頼して編集したものを提供いただくことは可能でしょうか？またその場合の素材編集費用は、事業予算に含めないといけないでしょうか？	仕様書14（7）に基づき、当機構が著作権を有しているものに限り、素材の貸与・活用が可能です。それを踏まえ、ご質問への回答は以下の通りとなります。 ① 受託者による編集（サイズ変更・トリミング・尺調整等）について 当機構が著作権を保有している素材に限り、メディア展開等に必要な編集作業（サイズ変更、トリミング、動画の尺調整など）を受託者様側で行っていただくことは可能です。 ② 当機構側への編集依頼、およびその費用について 上記①の通り、原則として受託者様側での編集・改変が可能です。 万が一、著作権や契約上の都合により受託者様側での編集が不可であり、かつ当機構から元の制作事業者へ編集を依頼する必要が生じた場合につきましては、個別に当機構へご相談ください。なお、その際の編集費用等の取り扱いについても、必要に応じて個別協議とさせていただきます。